

長 寿 号 外
平成21年4月13日

各 社会福祉施設等 管理者 殿

奈良県福祉部長寿社会課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策について

社会福祉施設、介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）における新型インフルエンザ対策については、予防対策(手洗い、うがい等)の徹底と併せ、「社会福祉施設等における新型インフルエンザ対策等について」（平成17年11月30日雇児総発第1130001号、社援基発第1130001号、障企発第1130001号、老計発第1130001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）を踏まえて対応を図っていただいているところですが、今般、別添写しのとおり厚生労働省各局所管課長連名により新たな通知がありましたので、お知らせいたします。通知内別添1及び2につきましても、ファイルを添付しておりますので、ご確認ください。

なお、貴施設におかれましては、以下のホームページを随時参照の上、適切な情報を施設内に周知していただきますようお願いいたします。

(参考)

新型インフルエンザ対策関連情報（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>